

令和7年度 THANKS（サンクス）運動基金助成事業 募集要領

1. 目的

この要領は、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（以下、「本会」という）が定める「THANKS（サンクス）運動基金助成事業実施要綱」に基づき、令和7年度に実施する同助成事業の実施について必要な事項を定める。

2. 実施主体

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

3. 助成対象となる活動

【テーマ1】 地域のお悩み発見活動

- 地域の課題に対し住民主体・関係機関が連携して解決につなげる取り組み

〈例示〉

- 地域支え合い委員会の組織化と活動支援（住民同士が福祉課題について話し合い、自ら解決に取り組む活動）
- 買い物が困難な地域、移動が困難な方への支援活動
- 生活困窮者への寄り添い型支援、相談援助、就労に向けた支援活動
- 地域の社会福祉法人・福祉施設等による連絡会の組織化と連携・協働した活動実践

【テーマ2】 こども・若者寄り添い活動

- ヤングケアラーや生活困窮等で課題を抱えているこども若者への支援

〈例示〉

- 学習支援、多様な体験活動の機会提供、関係機関と連携した支援 など

4. 助成の対象とならない活動

① 従来から継続している活動

※ ただし、継続している活動の中で新たな付加的・開拓的要素を含めた発展性のある活動とする場合は、助成対象とすることができる。（例えば、高齢者を対象にした配食活動を「気になる世帯」まで広げる。高齢者のふれあいサロンを拠点に、こどもや若者などが関わる世代間交流型の居場所を実施する 等。）

5. 助成対象となる団体

営利を目的としない団体で次の①～④のすべての条件を満たすこと。

- ① 沖縄県内に活動の拠点があること
- ② 反社会的勢力及び反社会的勢力と関わりのある団体ではないこと
- ③ 福祉活動を行う民間の自主的な団体であること（社会福祉法人、NPO、ボランティア団体等）。
- ④ 3年以上活動実績があること

6. 助成の概要

- (1) 助成金額 1団体につき50万円以内
- (2) 助成期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日まで
- (3) 助成対象経費 事業実施に伴う下記の経費

活動費 (活動に直接かかる経費)	諸謝金（講師謝礼金）、委員報酬、旅費交通費、※1 消耗器具備品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、委託料、手数料、燃料費、損害保険料、会議費、助成金、その他本学会長が特に認めた経費
※2 運営費 (団体の運営に係る経費)	人件費（申請事業に従事する職員が対象）、団体の運営に係る経費の一部（例：OA機器のリース料、保守料の一部）、

※1 消耗器具備品費については、1件あたり5万円以内とする。

※2 運営費については、助成金額の30%以内の額とし、その額を超える分については、団体の自己負担とする。

※1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

7. 助成金の申請

(1) 申請手続き

助成を申請する団体は、下記書類を期限までに本学会長へ提出する。

- ① 「助成申請かがみ文」 （サンクス第1号様式）
- ② 「事業計画書」 （サンクス第2号様式）
- ③ 「年間スケジュール表」 （サンクス第3号様式）
- ④ 「収支予算書」 （サンクス第4号様式）

(2) 申請期限 令和7年3月5日（水）必着

8. 助成金の交付決定等の通知

(1) 交付決定の通知

本学会長は、助成金の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて申請内容を精査し、適正であると認め、助成金交付を決定したときは、「交付

決定通知書」(サンクス第5号様式)により申請団体に通知する。

(2) 助成しない旨の通知

前項の審査等の結果、助成事業の目的及び内容が適切でないと認め、助成しないことと決定したときは、「助成しない旨の通知」(サンクス8号様式)により、申請団体に通知する。なお、却下の理由は付さない。

9. 助成金の交付等

(1) 助成金の請求

助成金交付決定を受けた団体は、本会会長あて「助成金請求書」(サンクス第6号様式)を提出すること。

(2) 助成金の交付

本会会長は、上記請求書を受理したときは、その日から30日以内に助成金を団体宛て交付するものとする。

10. 事業計画の変更等

助成金の交付を受けた団体は、当該助成に係る事業計画の内容に変更がある場合は、本会会長へ「助成変更申請書」(サンクス第7号様式)を提出する。

11. 事業実績報告書の提出

助成金の交付を受けた団体は、令和8年3月20日または事業完了後30日以内いずれか早い日までに本会会長へ下記書類を提出する。

- ① 「事業実績報告かがみ文」 (サンクス第9号様式)
- ② 「事業実績報告書」 (サンクス第10号様式)
- ③ 「収支決算書」 (サンクス11号様式)
- ④ 「その他関連資料」 (成果物、写真等)

12. 助成金の返還

本会会長は、助成金の交付を受けた団体が、次のいずれかの理由に該当する場合は、同団体に対し助成金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

- (1) 助成金の交付の対象となった事業以外に使用したとき
- (2) 虚偽の申請又は報告をしたとき
- (3) 事業変更又は廃止により助成金が不要になったとき

13. 事業広報等への協力

助成金の交付を受けた団体は、事業の実施に際して、THANKS(サンクス)運動基金による助成事業であることを開催要綱、資料、報告物等に明記する等広報に努めるものとする。また、実施した事業内容について本会へ情報提供するとともに、本会からの求めに応じ、本会主催セミナーにおける実践報告等の広報活動への協力に努める。

14. その他

本要領に定めのない事項又は疑義については、必要に応じて本会と協議して決めるものとする。

15. 附 則

この要領は、令和7年1月31日から施行する。